

『丸山台住環境保護』のための基本原則

(平成3年4月21日制定)

(令和元年6月25日横浜市変更認定)

丸山台自治会は、丸山台の住環境を保護するために、下記の4つの基本原則を作り、全住民が自発的に、かつ良識をもって対処できるよう、自治会が中心となり、適宜これを効果的に運用するものとする。

記

1. <明るく、安全な街>丸山台

- ・ 学童をはじめ、全住民に対する交通安全対策
- ・ 迷惑駐車をなくすための駐車場の十分な確保
- ・ 火災、犯罪に対する安全対策

2. <静かで、緑の多い町>丸山台

- ・ 騒音公害に対する防止策
- ・ 建物の回りの植栽の推進
- ・ 隣地の間での十分な空地確保

3. <美しく、清潔な街>丸山台

- ・ ゴミ処理に対する万全の対策
- ・ 建物回りの維持管理対策

4. <『やすらぎ』と『活気』が、ほどよく調和する街>丸山台

- ・ 住居地と商業地がほどよく調和し、住みやすさを維持する対策

5. <様々な人が住みやすい、人にやさしい街>丸山台

- ・ 様々な立場や年代の人が住みやすい街を目指す

以上